

新しい（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービス

相談窓口（高齢福祉課地域包括支援センター）
 * 新規の方、要支援1.2でサービスを利用していない方は地域包括支援センター
 * 要支援1.2でサービスを利用している方は担当のケアマネージャー

希望するサービス内容 と 本人の状態を確認します

要介護（支援）認定申請

基本チェックリストの実施

認定調査・主治医意見書

チェックリストとは
 25の質問に答え、日常生活の機能が衰えていないかどうかを調べるものです。
 利用者ご本人が記入となります

認定調査を受けなくてもよい。

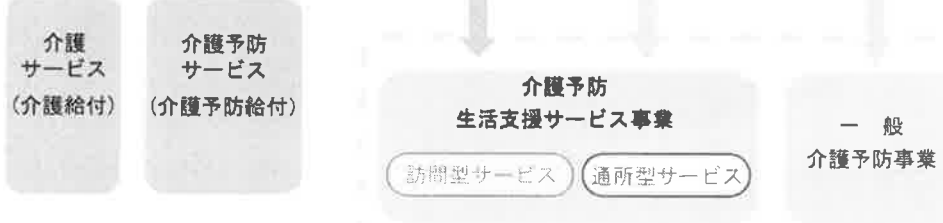
認定結果

総合事業の事業対象者に

要介護 1～5
 要支援 1・2
 非該当
 非該当の方は基本チェックリストを実施することができません。また、一般介護予防事業をご利用することもできません。

該当する 該当しない

デイサービス
ホームヘルプのみ



介護予防・日常生活支援総合事業

※総合事業の事業対象者の方でも、必要に応じて要介護（支援）認定を申請することが出来ます。

訪問型サービス（第1号訪問事業）

事業名	訪問介護相当サービス （現行と同様のサービス）	新 家事応援サービス （訪問型サービスA）
提供する事業所	市が指定した事業所	市が指定した事業所
提供する人	●訪問介護事業所の訪問介護員 （ホームヘルパー）	●訪問介護事業所の訪問介護員 （ホームヘルパー） ●稲敷市地域介護ヘルパー （市が指定する養成講座を修了したヘルパー）
内容	・身体介護 ・生活援助（調理、清掃、洗濯等）	・生活援助 （調理、清掃、洗濯、ゴミ出し等）
提供時間/回	内容により異なります	内容により異なります
自己負担 （目安）	月額の利用料 ・週1回程度 1,168円 ※1割負担の場合 ・週2回程度 2,335円 ・週2回を超える程度 3,704円	・45分未満 200円/回 ・45分以上60分未満 230円/回

新印は、新しいサービスです。 *交通費など加算が加わるので、実際金額とは異なります。

通所型サービス（第1号通所事業）

事業名	通所介護相当サービス （現行と同様のサービス）	新 いきいき 通所サービス （通所型サービスA）	新 元気づくり教室 （通所型サービスC）
提供する事業所	市が指定した事業所	市が指定した事業所	市が委託した事業所
内容	・食事・入浴の提供 ・日常動作訓練を行う デイサービス	2時間程度の ・ミニデイサービス ・運動 ・レクリエーション 等 *身体介護・入浴は 無し	3～6か月間の短期間 集中で行う、生活機能を 改善するための運動器 の機能向上や栄養改善 等のプログラム
提供時間/回	事業所により、 異なります	2時間程度/回 （送迎時間含まない） （週1回・週2回）	2時間程度/回 （週1回）
自己負担 （目安）	月額の利用料 ・週1回 1,647円 ※1割負担の場合 ・週2回 3,377円	200円/回 （送迎利用者片道 25円）	250円/回 （送迎利用者片道 25円）

新印は、新しいサービスです。 *材料費など加算が加わるので、実際金額とは異なります。

一般介護予防事業

詳しいサービスは、稲敷市こいのプラザまで。